

第8章 障害者福祉推進課

1 本県における障害者の現状

令和6年3月末日現在、本県の身体障害者（児）は、177,195人（手帳所有者数）、知的障害者（児）は、50,172人（名簿登載者数）、精神障害者は、令和5年6月末日現在の入院患者9,230人、令和6年3月末日現在の自立支援医療（精神通院医療）受給者112,378人、三障害総計で339,745人（※）となっており、今後とも人口の高齢化、社会環境の変化に伴い、障害者の増加が予想される。（表1～4）

障害者・児の福祉については、各種施設や特別支援学校の整備により、施設・機関を中心とした専門的な支援体制の整備が進められてきたが、近年「ノーマライゼーション」の理念のもとで、在宅支援等を中心としたより地域社会に密着した支援の充実や、社会参加・就労参加等への要請が大きくなってきている。

また、医療水準の向上により、機能回復が促進される反面、障害者の高齢化が進行し、併せてまた、重度障害者が増加する傾向にある。

こうした状況を踏まえ、今後の障害者福祉の推進に当たっては、福祉・保健・医療・雇用・教育・生活環境整備など総合的に施策を展開することとし、障害のある人が地域でその人らしく生活できるよう、地域・在宅福祉施策や積極的な社会参加のための条件整備及び地域社会における障害者への理解促進等に重点を置いて総合的に施策を推進する。（※）県として制度上把握している障害者数

表1 身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）（単位：人）

区 分	重 度	中 度	軽 度	計	前年度比
18歳以上	86,133	69,818	17,750	173,701	647 減
18歳未満	2,379	775	340	3,494	41 減
計	88,512	70,593	18,090	177,195	688 減

（注）重度は1級・2級、中度は3級・4級、軽度は5級・6級である。

指定都市・中核市含む。以下の表同様。

表2 身体障害者の障害別内訳（単位：人）

区分	視覚	聴覚 平衡	音声・言語 そしゃく	肢体 不自由	心臓	呼吸器	じん臓	ぼうこう ・ 直腸	小腸	免疫	肝臓	計
18歳 以上	11,202	13,148	2,525	80,422	33,765	2,085	17,701	10,722	161	1,626	344	173,701
18歳 未満	127	492	19	2,137	352	115	40	106	11	0	95	3,494
計	11,329	13,640	2,544	82,559	34,117	2,200	17,741	10,828	172	1,626	439	177,195

表3 知的障害者数（知的障害者名簿登載者数）（単位：人）

区 分	重 度	中 度	軽 度	計	前年度比
18歳以上	14,393	9,657	12,138	36,188	1,181 増
18歳未満	4,076	2,940	6,968	13,984	660 増
計	18,469	12,597	19,106	50,172	1,841 増

表 4 精神障害者数（入院患者及び精神通院医療患者数の合算）

（単位：人）

	入院患者	自立支援 医療受給者	合 計	増 減	（参考）手帳所持者
令和元年度	10,135	94,249	104,384	4,877 増	51,503
令和２年度	9,834	108,088	117,922	13,538 増	54,662
令和３年度	9,949	102,630	112,579	5,343 減	59,159
令和４年度	9,539	107,632	117,171	4,592 増	63,805
令和５年度	9,230	112,378	121,608	4,437 増	69,072

２ 第八次千葉県障害者計画

（１）概要

本県では、令和６年３月、障害のある人の生活全般にわたる施策を総合的にまとめた「第八次千葉県障害者計画」を策定した。「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目標に、県が令和８年度までに実施する各種施策を体系的に整理した。

計画の策定に当たっては、障害のある人とその家族等を含む民間委員で構成する千葉県総合支援協議会等で１年間にわたる検討を重ねるとともに、関係団体から意見聴取を行うなど、多くの県民の声を取り入れた。

計画の推進については、千葉県総合支援協議会等において、各種施策の実施状況の確認・評価等を行い、施策展開上の課題などを協議しながら、着実な推進を図る。

（２）計画の性格と法的位置付け

- ・本県の障害者施策の総合的基本計画。
- ・障害者基本法第１１条第２項に規定する都道府県障害者計画、障害者総合支援法第８９条第１項に規定する都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第３３条の２第１項に規定する都道府県障害児福祉計画を一体とした計画。

（３）計画の基本項目

- ・名 称 第八次千葉県障害者計画
- ・副 題 「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指して
- ・策 定 令和６年３月
- ・計画期間 令和６年度～令和８年度

（４）計画の構成

第１部 総論

- Ⅰ 障害者計画の目指すもの
- Ⅱ 本県の障害のある人の状況

第２部 現状と課題及び今後の施策の方向性

- Ⅰ 主要な施策
 - （１ 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現）
 - （２ 精神障害のある人の地域生活の推進）
 - （３ 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進）
 - （４ 障害のある子どもの療育支援体制の充実）
 - （５ 障害のある人の相談支援体制の充実）

- (6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実)
- (7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実)
- (8 様々な視点から取り組むべき事項)

II 計画の推進

第3部 障害福祉サービス等の必要見込量等（第七期障害福祉計画、第三期障害児福祉計画）

- I 基本的な考え方
- II 障害福祉サービス等の概要
- III 県全体及び圏域別の必要なサービス量の見込み
- IV 地域生活支援事業について

(5) 計画の推進体制

ア 千葉県総合支援協議会及び専門部会

障害者総合支援法に基づいて設置している千葉県総合支援協議会（第八次千葉県障害者計画策定推進本部会）において、計画の実施状況の確認と評価及び具体的な方策について検討を行う。また、本部会の下に、入所・地域生活支援専門部会、精神障害者地域生活支援専門部会、権利擁護専門部会、療育支援専門部会、相談支援専門部会及び就労支援専門部会を設置し、各専門分野の施策について調査・検討を進める。

イ 千葉県障害者施策推進協議会

本部会での検討を踏まえた上で、障害者基本法に基づき設置している千葉県障害者施策推進協議会において、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査・審議を行う。

《参考：策定の経緯》

- ・千葉県障害者施策推進協議会

民間の幅広い分野の委員22名（障害当事者とその家族を含む。）で構成。令和5年度に計2回開催。

- ・千葉県総合支援協議会（第八次千葉県障害者計画策定推進本部会）

民間の幅広い分野の委員24名（障害当事者とその家族を含む。）で構成。令和5年度に計4回開催。

- ・専門部会

入所・地域生活支援専門部会、精神障害者地域生活支援専門部会、権利擁護専門部会、療育支援専門部会、相談支援専門部会、就労支援専門部会を令和5年度に各3回開催。

- ・団体等意見聴取

令和4年度：47団体

- ・パブリックコメントの実施

令和6年2月5日～3月1日

3 障害者差別をなくすための取組の推進

(1) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の施行

県では、平成19年7月1日から、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を施行した。

この条例は、行政や事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、障害のある人に対する誤解や偏見等による差別をなくすとともに、障害のある人の日々の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁（バリア）を解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された。

(2) 条例に係る取組

条例に係る取組として、以下の取組などを行っている。

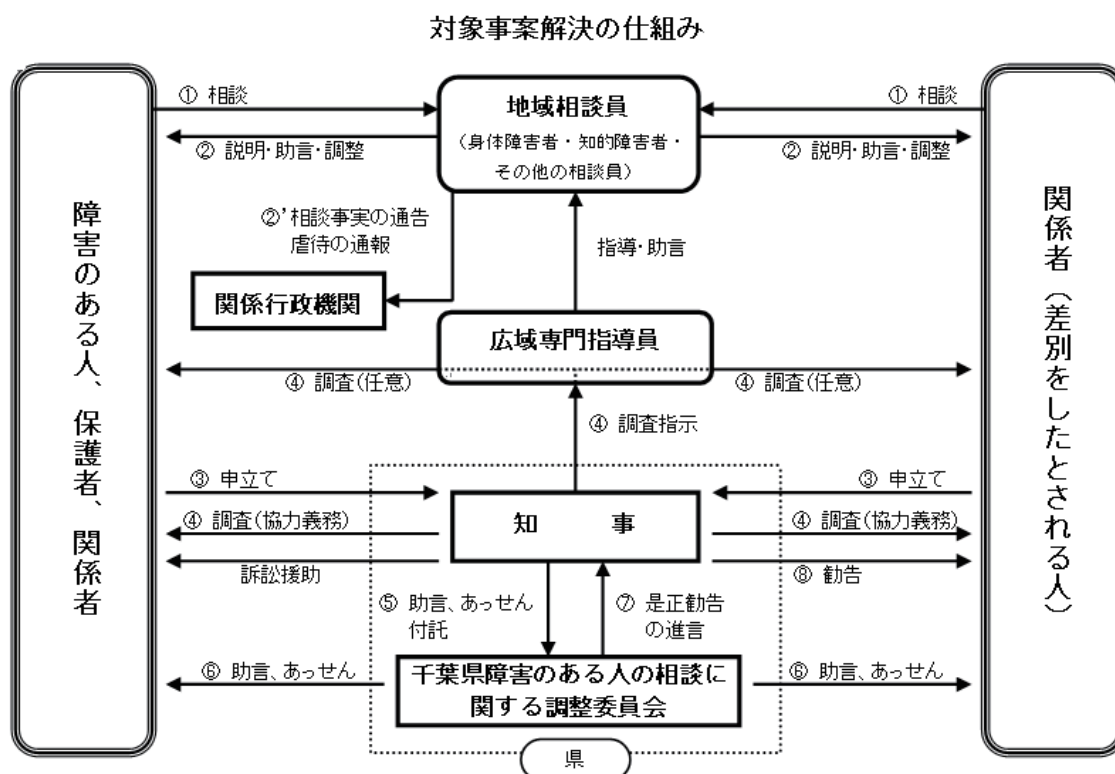
- 個別事案解決の仕組み

「障害のある人の相談に関する調整委員会」を設置するとともに、身近な地域に「地域相談員」や相談全体の調整を行う「広域専門指導員」を置き、障害のある人の暮らしの中の差別に関わる問題について、第三者を交えた話し合いを通じて差別事案の解決を図る仕組みを定めている。（図1参照）

●障害のある人に対する理解を広げる活動

広域専門指導員が店舗や事業所等へ出向き、障害者条例等の周知活動を行っている。

図1 個別事案解決の仕組み



（3）障害者差別解消法に係る取組

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、障害のある人もない人も共に地域で暮らす社会を目指して以下の取組を行っている。

また、同法は令和3年5月に改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化などについて定められた。改正法は令和6年4月1日に施行された。

ア 障害者差別解消支援地域協議会の設置

障害のある人からの差別に関する相談事例や差別をなくすための取組について協議をする障害者差別解消支援地域協議会を設置している。

イ 対応要領の策定

行政機関の職員が適切に対応するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県職員対応要領を策定している。

4 聴覚障害者の情報保障のための取組

（1）千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例の施行

平成28年6月28日に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を施行した。

この条例は、手話を言語として位置づけ、聴覚障害者の意思疎通手段である手話や要約筆記などを普及するとともに、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにし、聴覚障害者と聴覚

障害者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的として制定された。

(2) 条例の概要

ア 基本理念

聴覚障害者の特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信のための手段が確保されなければならないことと、手話の普及促進にあたって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受けついできたものであるとの認識を定めている。

イ 県の責務

関係機関と協力し、聴覚障害者に対する必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及促進に努めるとともに、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に努めることを定めている。

ウ 市町村・県民・事業者の役割

手話等を使いやすい環境の整備や普及促進、手話等を使用する聴覚障害者への配慮に努めることを定めている。

エ 主な施策

県民や県職員が手話等を学習する機会の確保や、手話等を用いた情報発信、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の整備及び学校における手話等普及に努めることを定めている。

5 障害者総合支援法に基づく障害保健福祉事業

(1) 地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業として高次脳機能障害支援普及事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣事業として、意思疎通支援を行う者として、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の養成研修を行い、手話通訳者等の広域的な派遣や盲ろう者向け通訳介助員派遣を行っている。

広域的な支援事業として、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員のコミュニケーション支援のための研修を行っている。(表7)

表7 主な地域生活支援事業

事業内容	
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害を有すると診断された者への専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発、支援手法等に関する研修等を行う事業。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	障害のある人の情報コミュニケーション支援のため、手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員及び盲ろう者通訳・介助員の養成講座や研修会を開催する。
	失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行う。
身体障害者補助犬育成及び給付事業	身体障害者の就労等社会活動への参加を促進し、その福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者補助犬を育成し、給付する。
身体障害者生活行動訓練事業	身体障害者に対して、在宅身体障害者の福祉の増進を図るとともに、広く身体障害者に対する社会の理解と認識を高めることを目的とする。
その他事業	オストメイト適応や音声機能など生活訓練、視覚・聴覚障害者の情報支援を行う事業など。

(2) 更生医療の給付

身体障害者が障害の程度を軽くし又は取り除き、あるいは障害の進行を防いで、職業上及び日常生活の便宜を増すために必要な医療給付を行うものであり、国・県・市町村から医療費を支弁している。

表 8 更生医療の給付状況

(令和 5 年度実績)

障 害 別	実人員 (人)	医療費 (千円)	
		総 額	公費負担額
視覚障害	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	7	3,648	93
音声・言語・そしゃく機能障害	17	8,847	5,919
肢体不自由	11	6,173	513
心臓機能障害	10	16,586	3,127
じん臓機能障害	8,401	20,884,980	5,192,773
小腸機能障害	3	12,925	1,002
肝臓機能障害	105	100,250	19,658
免疫機能障害	1,381	3,180,016	770,936
訪問看護	49	29,444	3,926
計	9,984	24,242,869	5,997,947

(3) 補装具の交付・修理

身体障害者（児）に対する補装具の交付・修理の状況は、次のとおりである。

表 9 補装具の交付・修理状況

(令和 5 年度実績)

	交 付 (件)	修 理 (件)
義肢	161	205
装具	1,191	314
座位保持装置	289	298
盲人安全つえ	266	1
義眼	19	0
眼鏡	142	4
補聴器	1,097	616
車いす	449	695
電動車いす	64	221
座位保持いす	47	20
起立保持具	0	0
歩行器	64	9
頭部保持具	18	0
排便補助具	0	0
歩行補助つえ	73	3
重度障害者用意思伝達装置	27	10

(特例補装具を含む)

6 地域・生活支援の充実

在宅障害者の福祉施策としては、障害者自身の自立支援と生きがいの高揚をめざした各種相談事業指導事業及び心身機能の回復援護事業をはじめとし、介護にあたる家庭への援護対策や経済援助などの事業を

実施している。

(1) 相談支援等

福祉事務所等が、本人及び家族からの各種相談に応じ、更生援助・指導にあたるほか、地域に設置された身体障害者相談員、知的障害者相談員が、身近な相談相手としての活動を行っている。また、各種援護活動の円滑な実施を図るため、身体障害者手帳、療育手帳の交付を行っている。

ア 障害者相談センターにおける更生療育相談

障害者相談センター（身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所）は、障害者に対する医学的・心理的・職能的専門判定を行う他、各種の専門的相談に応じている。

表 1 0 更生療育相談件数 (令和 5 年度実績)

	相 談 件 数 (件)		判定書等交付件数 (件)	
	来 所	巡 回	来 所	巡 回
身体障害者	8,206	715	3,701	436
知的障害者	3,488	290	2,963	114

イ 療育手帳の交付

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、千葉県療育手帳制度実施要綱に基づき、療育手帳を交付している。

表 1 1 療育手帳の交付件数 (単位：人)

区 分	重 度	中 度	軽 度	計	令和 5 年 3 月 末日現在
1 8 歳以上	14,083	9,316	11,515	34,914	
1 8 歳未満	3,872	2,874	6,564	13,310	
計	17,955	12,190	18,079	48,224	

ウ 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき交付され、各種福祉措置の根拠となるものである。

表 1 2 身体障害者手帳所持者数 (令和 5 年 3 月末日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	構成比
視 覚		(52) 3,919	(13) 3,749	(10) 671	(21) 805	(12) 1,542	(7) 461	(115) 11,147	6.27%
聴覚・平衡		(16) 686	(177) 3,200	(76) 1,517	(47) 3,363	(0) 78	(189) 4,720	(505) 13,564	7.62%
音声・言語 そしゃく		(1) 166	(2) 168	(6) 1,473	(9) 801	—	—	(18) 2,608	1.47%
肢体不自由		(1,427) 19,050	(286) 17,632	(181) 14,226	(133) 22,050	(93) 6,897	(58) 4,441	(2,178) 84,296	47.39%
内 部	心 臓	(187) 22,089	(3) 203	(109) 5,130	(62) 6,288	—	—	(361) 33,710	18.95%
	じん臓	(36) 15,925	(0) 82	(3) 1,330	(0) 212	—	—	(39) 17,549	9.86%
	呼吸器	(81) 643	(3) 42	(15) 1,017	(13) 506	—	—	(112) 2,208	1.24%
	ぼうこう	(12)	(8)	(59)	(25)			(104)	

障 害	直 腸	76	64	708	9,804	—	—	10,652	5.99%
	小 腸	(3) 46	(2) 10	(3) 28	(1) 87	—	—	(9) 171	0.10%
	免疫機能	(0) 411	(0) 439	(0) 395	(0) 320	—	—	(0) 1,565	0.88%
	肝 臓	(93) 308	(1) 45	(0) 24	(0) 36	—	—	(94) 413	0.23%
	計	(1,908) 63,319	(495) 25,634	(462) 26,519	(311) 44,272	(105) 8,517	(254) 9,622	(3,535) 177,883	100.00%
等級別割合%		35.59%	14.41%	14.91%	24.89%	4.79%	5.41%	100.00%	

注意 上段（ ）は、18歳未満児の再掲である。

（２）専門性の高い相談支援

外傷性脳損傷や脳血管障害等により、記憶障害・判断、遂行障害等の後遺症を呈する高次脳機能障害者について、平成13年度から平成17年度の5か年で実施したモデル事業で得られた成果を踏まえ、機能回復訓練、社会復帰や生活・介護支援及び各種のサービスの提供を行っている。

ア 高次脳機能障害支援普及事業（令和5年度事業実績）

- ・高次脳機能障害者に対する相談・指導・訓練

支援拠点機関：千葉県千葉リハビリテーションセンター

地域支援拠点機関：旭神経内科リハビリテーション病院、亀田リハビリテーション病院、総合病院国保旭中央病院

- ・研修会開催、広報誌発行等の広報啓発事業
- ・延相談件数5,559件

イ 高次脳機能障害支援センター事業

千葉県千葉リハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援センターを設置し、より専門的な社会復帰に向けた個別支援の強化を図る。

- ・延相談件数4,248件

（３）経済援助

在宅の心身障害児（者）又はその保護者に対する各種手当を給付し、重度障害児（者）に対する医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図っている。また、保護者が死亡した後の経済援助の一環として、扶養年金制度を実施している。

ア 特別児童扶養手当の支給

特別児童扶養手当は、公的年金等を受けることができない20歳未満の精神又は身体に障害を有する児童を監護療育している者に対して支給している。支給額は、障害の程度により1人あたり月額1級は55,350円、2級は36,860円（令和6年度）となっている。

表13 特別児童扶養手当の支給状況

年度	受給者数 (人)	児 童 数 (人)					手当月額 (円)		支給総額 (円)
		身 体 障 害		知的 障害	知的障害以外 の精神障害	重複 障害	1 級	2 級	
		外部障害	内部障害						
元	6,824	1,397	306	4,929	434	75	52,200	34,770	3,678,048,450

2	6,921	1,329	345	5,029	460	75	52,500	34,970	3,725,192,600
3	6,748	1,272	305	4,974	437	65	52,500	34,970	3,738,523,970
4	6,858	1,194	322	5,132	461	79	53,700	35,760	3,750,269,880
5	6,849	1,174	317	5,138	481	87	55,350	36,860	4,077,797,010

イ 特別障害者手当の支給

昭和61年4月から精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する在宅障害者に手当を支給している。支給額は、1人月額28,840円（令和6年度）となっている。

ウ 障害児福祉手当の支給

昭和61年4月から精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する在宅障害児に手当を支給している。支給額は、1人月額15,690円（令和6年度）となっている。

エ 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当の支給

在宅の重度知的障害者やねたきりになってしまっている身体障害者等を対象に手当を支給している市町村（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）に対し、補助を行っている。

受給延人員 32,377人 補助金額 138,669,913円（令和5年度）

市町村への補助基準月額 8,650円（受給者への支給月額は市町村により異なる）

オ 重度心身障害者（児）医療費の公費負担

重度心身障害者（児）の医療費負担の軽減を図るため、法律に基づく保険により医療の給付がなされた時、市町村において当該医療の給付に伴う自己負担すべき額を支給し、県はその財源の一部を補助している。

給付実人員 67,773人 補助金額 3,684,824千円（令和5年度実績）

カ 心身障害者扶養年金制度

心身に障害があるため、独立自活することが困難な障害者を扶養している者が、毎月一定の掛金を拠出し、扶養者に万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に一定の年金を給付する。昭和44年に発足し、令和6年3月現在で、延加入口数は1,443口となり、延1,767口分の年金を支給している。

表14 加入口数の推移

（単位：口）

年度	新規加入口数	死亡等脱退口数	年度末延加入口数
令和元年度	18	98	1,608
令和2年度	34	78	1,564
令和3年度	47	82	1,525
令和4年度	47	70	1,502
令和5年度	35	94	1,443

表 1 5 年金支給状況

年度	年度末延年金支給口数（口）	支 給 額（千円）
令 和 元 年 度	1,722	420,760
令 和 2 年 度	1,750	425,980
令 和 3 年 度	1,765	432,500
令 和 4 年 度	1,760	426,540
令 和 5 年 度	1,767	427,520

※一口当たりの年金額は月額 20,000 円

表 1 6 弔慰金・脱退一時金支給状況

年度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
区分	支給口数 （口）	支給口数 （口）	支給口数 （口）	支給額 （千円）	支給口数 （口）	支給額 （千円）
弔慰金	5	9	9	750	13	2,160
脱退一時金	1	0	0	75	1	75

7 精神保健医療対策の充実

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう保健、医療、福祉関係者による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

なお、精神障害のある人の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」として認定し、公表している。

また、アルコール、ギャンブル等の依存症者及びその家族に対して包括的に支援するため、千葉県アルコール健康障害対策推進計画、千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、依存症対策事業を実施している。

さらに、災害時に被災地域等に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成や技能維持を図るための研修や訓練等を実施している。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震においては、計 6 隊、21 名を現地に派遣した。

（1）精神病床及び入院患者等の推移

本県（指定都市を除く）における精神障害による入院患者数は、ほぼ横ばいである。令和 6 年 4 月 1 日現在における精神科病院は 44 病院、精神病床数は 10,869 床、令和 5 年 6 月末現在における入院患者数は 8,513 人となっている。（表 1 7）

入院患者のうち、措置入院患者数は昭和 46 年の 1,625 人（指定都市を含む）をピークに、以後減少傾向を示し、平成 3 年頃よりほぼ横ばいとなり、令和 5 年 6 月末現在で 44 人（指定都市を除く）となっている。

一方、自立支援医療（精神通院）制度の受給者は逐次増加し、令和 6 年 3 月末現在における受給者数は、92,122 人（指定都市を除く）となっている。

（2）医療・保護の申請・通報及び届出等による精神保健指定医の診察状況

精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でもその者について精神保健指定医の診察及び必要な保護を申請することができる。また、警察官等からの通報、精神科病院の管理者からの届出があった場合も、必要に応じ精神保健指定医による診察を行う。令和 5 年度の警察官からの通報 238 件

(４７．４％)、検察官からの通報１１４件（２２．７％)、矯正施設の長からの通報１４３件（２８．５％)、その他７件（１．４％)の合計５０２件である。これらによって精神保健指定医の診察を受けた者の件数４０６件、診察の結果、緊急措置入院９１件（１８．１％)、措置入院２７１件（５４．０％)であり、計３６２件（８９．２％)となっている。(表１８)

表１７ 千葉県における精神病床数及び入院患者数等の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
精神科病院数	43	44	44	44	44
精神病床数	10,999	10,965	10,934	10,934	10,869
入院患者数	10,135	9,834	9,949	9,539	8,518
措置入院患者数	45	50	47	46	44
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	77,498	89,325	84,420	88,463	92,122

(注) １．精神病床数は４月１日現在、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は年度末現在、その他は６月末日現在

２．数値は指定都市分を除いている。

措置入院患者数は、知事命令による措置入院患者数であり、千葉市長命令分は含まない。

表１８ 申請・通報・届出別診察件数

(令和５年度)

区分	通報 件数 (A)	調査に より診 察の必 要が無 いと認 めた者	診察を受けた者							
			措置診察 (法第 29 条診察実施)				緊急措置診察 (法第 29 条の 2 診察実施)			
			措置入 院 (B)	措置診 察のみ	(B)/(A) (%)	計	緊急措 置入院 (C)	緊急措 置診察 のみ	(C)/(A) (%)	計
一般人からの申請	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0
警察官からの通報	238	5	204	14	85.7%	218	89	16	37.4%	105
検察官からの通報	114	43	60	11	52.6%	71	0	0	0	0
保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0
矯正施設の長からの通報	143	142	3	0	0%	3	0	0	0	0
精神科病院の管理者からの届出	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0
指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0
申請通報届出によらないもの	7	0	4	3	57.1%	7	2	0	28.6%	2
計	502	190	271	28	54.0%	299	91	16	18.1%	107

※通報件数（A）は、本年度末結果未確定件数２件を含む。

※調査により診察の必要がないと認めた者の件数と診察を受けた者の件数には、前年度末結果未確定件数５件も含む。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者に各種の支援策が講じられることを促進し、自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障害者保健福祉手帳を交付している。

表 1 9 精神保健福祉手帳所持者数（全県）

	1 級	2 級	3 級	合計
平成 3 0 年度	6, 970	27, 984	12, 281	47, 235
令和元年度	6, 961	30, 281	14, 261	51, 503
令和 2 年度	7, 144	32, 033	15, 485	54, 662
令和 3 年度	7, 291	34, 448	17, 420	59, 159
令和 4 年度	7, 388	36, 982	19, 435	63, 805
令和 5 年度	7, 609	39, 926	21, 537	69, 072

8 障害者の社会参加の促進

障害者の社会参加を促進するためには、生活環境の整備に加え、障害者自身の社会的生活能力の向上が重要であり、そのための施設の整備、施策の充実を図っている。

(1) 視聴覚障害者情報提供施設

視覚障害者の教養と福祉の増進を図るため、点字図書・声の図書の貸出閲覧、雑誌の作成・貸出等を行う視覚障害者総合支援センターちばの機能の一つである千葉点字図書館に対し、運営費補助を行っている。

また、聴覚障害者の社会参加を支援するため、手話通訳者・要約筆記等の養成と派遣、字幕入り映像ライブラリーの運営を行う千葉聴覚障害者センター（聴覚障害者情報提供施設）に対し運営費補助を行っている。

(2) 盲ろう者支援事業

視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の自立や社会参加を目的として、盲ろう者に対してコミュニケーション訓練や調理訓練などを行う盲ろう者向け生活訓練事業や盲ろう者やその家族等から日常生活や福祉制度等に関する様々な相談に対応する盲ろう者向け相談支援事業を行っている。